

第三十五回 貴族院議事速記録第二號

大正三年十二月十一日(金曜日)

午前十時四分開議

議事日程 第二號 大正三年十二月十一日

午前十時開議

第一

公爵毛利元昭君、公爵島津忠重君、侯爵中山孝麿君、侯爵菊亭公長君、男爵岩村通俊君、磯邊包義君請暇ノ件

第二

畜産組合法案(政府提出)

第一讀會

第三

右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉  
巡查看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案(政府提出)

第四

府提出)

第一讀會

第五

右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ報告ヲ致シマス

〔宮田書記官朗讀〕

去ル八日議決シタル陸軍ノ功績ニ對スル感謝決議文ハ即日之ヲ陸軍大臣ニ、海軍ノ功績ニ對スル感謝決議文ハ同シク之ヲ海軍大臣ニ送致セリ

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、議事日程ニ移リマス

前ニ諸君ニ御諮リヲ致シタイコトガゴザイマス、神尾陸軍中將ガ近日青島ヨリ凱旋セラレ、東京ヘ著京セラルル趣ゴザイマス、其際議長ハ諸君ヲ代表シテ停車場ヘ出迎ヘタイト存ジマス、御異議ハゴザイマセスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第一、公爵毛利元昭君、公爵島津忠重君、侯爵中山孝麿君、侯爵菊亭公長君、男爵岩村通俊君、磯邊包義君請暇ノ件、毛利公爵ハ病氣ニ付四十六日間、島津公爵ハ公務ノタメ會期中、中山侯爵ハ

病氣ニ付會期中、菊亭侯爵ハ病氣ニ付會期中、岩村男爵ハ病氣ニ付會期中、磯邊君ハ病氣ニ付二十一日間、請暇デゴザイマス、何レモ許可ヲ致シテ御異存ゴザイマセスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ガナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第二、畜産組合法案、政府提出、第一讀會、通牒文ヲ朗讀イタサセマス

〔河井書記官朗讀〕

畜産組合法案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正三年十二月七日

内閣總理大臣 伯爵大隈 重信  
農商務大臣 子爵大浦 兼武  
陸軍大臣 岡 市之助

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

畜産組合法案

畜産組合法

第一條 本法ニ於テ家畜ト稱スルハ牛馬羊豚ヲ謂フ

第二條 牛羊豚ヲ飼養スル者又ハ馬ノ生産ヲ業トスル者ハ本法ニ依リ畜産組合ヲ設置スルコトヲ得

第三條 畜産組合ハ法人トシ畜産上ノ改良發達ヲ圖リ組合員ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第四條 組合ハ營利事業ヲ爲スコトヲ得ス但シ組合ノ經營上必要アル場合ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ畜産上ノ施設ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラス

第五條 組合ハ組合員ニ非サル者ニシテ其ノ區域内ニ於テ家畜ヲ所有シ又ハ保管スル者ノ委託ニ依リ委託者ノ費用ヲ以テ家畜衛生上必要ナル處置ヲ爲スコトヲ得

第六條 組合ヲ設置セムトスルトキハ郡市ノ區域ニ依リ組合員タルヘキ者三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ定款ヲ作り地方長官ノ認可ヲ受クヘシ但シ特

別ノ事情アルトキハ郡市ノ區域ニ依ラサルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テ家畜又ハ組合員タルヘキ者ノ種類二種以上アルトキハ  
其ノ種類毎ニ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ヘシ

前項組合員タルヘキ者ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 組合ノ名稱中ニハ畜産組合タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウヘシ  
畜産組合ニ非サルモノハ其ノ名稱中ニ畜産組合タルコトヲ示スヘキ文字  
ヲ用ウルコトヲ得ス

第八條 組合成立シタルトキハ其ノ區域内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル  
者ハ總テ組合員トス但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受ケタル者  
ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 地方長官必要アリト認ムルトキハ組合ニ對シ種畜ノ供給、種付、  
家畜ノ系統若ハ能力ノ登録、家畜衛生ニ關スル施設又ハ家畜市場ノ開設  
ヲ命スルコトヲ得

第十條 定款ヲ變更セムトスルトキハ總會ニ於テ組合員半數以上出席シ出  
席者ノ議決權ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決シ地方長官ノ認可ヲ受クヘ  
シ

定款ノ變更力經費ノ分賦收入ニ關スルトキハ前項ノ出席者及議決權ノ數  
ハ家畜又ハ組合員ノ種類毎ニ之ヲ計算スヘシ

定款ノ變更力區域ノ擴張又ハ家畜若ハ組合員タルヘキ者ノ種類ノ増加ニ  
關スルトキハ第一項ノ議決ノ外擴張又ハ増加ニ依リ新ニ組合員タルヘキ  
者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ヘシ此ノ場合ニ於テハ第六條第二項ノ規定ヲ  
準用ス

第十一條 組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ所有又ハ保管ニ係ル家  
畜、畜産物又ハ畜産上ノ設備ニ付検査ヲ爲シ又ハ試験ノ用ニ供スル爲必  
要ナル分量ニ限り無償ニテ物品ヲ收去スルコトヲ得

組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款違反者ニ對シ過怠金ヲ徵收シ、其ノ違  
反ニ係ル物品ノ沒收其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十二條 組合ノ經費ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員之ヲ負擔ス

第十三條 組合ノ經費又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ組合長ノ請  
求アルトキハ市町村ハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テハ  
組合ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スヘシ

前項徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村、水利組合其ノ他之ニ準スヘキモ  
ノ徵收金ニ次クモノトス

第十四條 左ニ掲クル事項ハ總會ノ議決ヲ經ヘシ

一 經費ノ收支豫算

二 經費ノ分賦收入方法

三 起債並其ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法

四 共濟其ノ他ノ基金ノ積立、支出及利用ノ方法

五 事業報告及收支決算ノ承認

六 訴願、訴訟及和解

七 定款ニ定メタル事項

八 其ノ他組合長ニ於テ重要ナリト認メタル事項

第十五條 前條ノ事項ニ付テハ總會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ評議員ヲ以テ  
組織スル評議員會ニ委任シテ議決セシムルコトヲ得

評議員會ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 第十四條第一號又ハ第三號ノ事項ニ關シ臨時急施ヲ要シ總會ヲ  
招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ組合長ハ之ヲ專決處分スルコトヲ得此  
ノ場合ニ於テハ次ノ總會ニ於テ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第十七條 第十四條第一號乃至第四號ノ事項ニ付テハ地方長官ノ認可ヲ受  
クヘシ

第十八條 總會ハ總組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十九條 總會ハ組合長之ヲ招集ス

組合員其ノ總數ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得會議ノ目的タル事項及招集ノ  
事由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ總會ノ招集ヲ請求シタルトキハ組合長  
ハ十四日以内ニ總會ヲ招集スヘシ

組合長正當ノ事由ナクシテ前項ノ期間内ニ總會ヲ招集セサルトキハ請求  
者ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得

第二十條 總會ヲ招集スルニハ少クトモ七日前ニ會議ノ日時、場所及目的  
タル事項ヲ記載シテ各組合員ニ其ノ通知ヲ發スヘシ

總會ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ豫メ通知シタル事項ニ付テノ議決ヲ爲  
スコトヲ得但シ定款ニ別段ノ規定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 組合員ハ總會ニ於テ各一箇ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル

所ニ依リ一人ニ付議決權總數ノ十分ノ一ヲ超エサル範圍内ニ於テ二箇以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得

第二十二條 總會ノ議事ハ別ニ規定アルモノヲ除クノ外出席者ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第二十三條 組合員ハ總會ニ於テ書面又ハ代理人ヲ以テ議決ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ議決權ヲ行フ者ハ之ヲ出席者ト看做ス

第二十四條 組合ハ命令及定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ選舉シタル議員ヲ以テ組織スル總代會ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得但シ組合ノ解散、合併又ハ分割ノ議決ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

總會ニ關スル規定ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外總代會ニ之ヲ準用ス

第二十五條 組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組合長 一人

組合副長 一人又ハ數人

評議員 數人

役員ハ組合員中ヨリ之ヲ選舉ス但シ組合長又ハ組合副長ハ特別ノ事情アル場合ニ限リ組合員ニ非サル者ヨリ之ヲ選舉スルコトヲ得

役員ノ任期ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

役員ハ任期中ト雖之ヲ解任スルコトヲ得

役員ノ選任又ハ解任ハ總會ニ於テ組合員半數以上出席シ出席者ノ議決權ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス但シ定款ニ別段ノ規定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

組合長又ハ組合副長ノ選任又ハ解任ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二十六條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合一切ノ事務ヲ管理ス

組合副長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス組合副長數人アル場合ニ於テ其ノ代理ノ順序ハ定款ノ定ムル所ニ依ル

評議員ハ組合長ノ諮問ニ應シ又ハ業務ノ執行及財産ノ狀況ヲ監査ス

第二十七條 組合長ノ權限ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第二十八條 組合ハ畜產上ノ検査ニ從事セシムル爲検査員ヲ置クコトヲ得

第二十九條 組合長ハ定款、組合員名簿、會議ノ議事録其ノ他組合ニ關スル書類及帳簿ヲ事務所ニ備ヘ置クヘシ

組合員又ハ組合ノ債權者ハ前項ノ書類又ハ帳簿ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ組合長ハ正當ノ事由アルニ非サレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第三十條 組合ハ左ノ事由ニ因リ解散ス

一 定款ニ定メタル事由ノ發生

二 總會ノ議決

三 組合ノ合併

四 組合ノ分割

五 組合員五人以下ト爲リタルトキ

六 監督官廳ノ處分

第三十一條 組合ニシテ解散、合併又ハ分割ヲ爲サルトスルトキハ第二項ノ場合ヲ除クノ外之ニ關スル必要ノ事項ヲ定メ總會ニ於テ組合員半數以上出席シ出席者ノ議決權ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決スヘシ

家畜ノ種類ニ依リ組合ノ分割ヲ爲サルトスルトキハ其ノ種類ノ組合員ノ議決權ノ三分ノ二以上ヲ有スル者ノ同意ヲ以テ之ニ關スル必要ノ事項ヲ定メ組合ニ對シ之ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ組合ハ其ノ權利義務ノ分割ニ付總會ニ關スル規定ニ準シ他ノ種類ノ組合員ノ議決ヲ經テ請求者ト協議スヘシ協議調ハサルトキハ地方長官之ヲ決定ス

第三十二條 組合ノ解散、合併又ハ分割ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第三十三條 組合合併シタルトキハ合併ニ因リテ解散シタル組合ノ權利義務ハ合併後存續スル組合又ハ合併ニ因リテ設置シタル組合之ヲ承繼ス

第三十四條 組合分割シタルトキハ其ノ定ムル所ニ從ヒ分割ニ因リテ設置シタル組合其ノ權利義務ノ一部ヲ承繼ス

第三十五條 組合解散シタルトキハ合併又ハ分割ノ場合ヲ除クノ外清算ヲ爲スヘシ

民法第七十二條、第七十三條及第七十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

民法第七十九條及第八十條ノ規定ハ第三十條第一號、第五號又ハ第六號ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十六條 組合ハ債權者ノ同意ヲ得又ハ異議アル債權者ニ對シ辨濟ヲ爲シ若ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非サレハ組合ノ解散、合併、分割若ハ區域ノ除斥又ハ家畜若ハ組合員ノ種類ノ減少ニ關スル定款ノ變更ヲ爲スコトヲ得ス

第三十七條 組合ノ會議ノ議決又ハ役員ノ行爲カ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ主務大臣又ハ地方長官ハ其ノ議決ヲ取消シ、議員若ハ評議員ノ改選ヲ命シ、組合長若ハ組合副長ヲ解任シ又ハ組合ノ業務停止若ハ解散ヲ命スルコトヲ得

第三十八條 主務大臣又ハ地方長官ハ組合ニ對シ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ、書類帳簿業務ノ執行又ハ財産ノ狀況ヲ検査シ、定款又ハ豫算ノ變更ヲ命シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得  
主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ組合ノ合併又ハ分割ヲ命スルコトヲ得

第三十九條 地方長官左ニ掲クル事項ニ付認可ヲ爲シ又ハ前二條ノ處分ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示スヘシ

一 組合ノ設置

二 組合ノ區域ノ擴張又ハ家畜若ハ組合員タルヘキ者ノ種類ノ増加ニ關スル定款ノ變更

三 組合長又ハ組合副長ノ選任又ハ解任

四 組合ノ解散、合併又ハ分割

主務大臣前項ノ事項ニ付前二條ノ處分ヲ爲シタルトキハ關係地方長官ヲシテ之ヲ告示セシムヘシ

第四十條 組合ハ共同シテ其ノ目的ヲ達スル爲畜產組合聯合會ヲ設置スルコトヲ得

畜產組合聯合會ハ法人トス

第四十一條 聯合會ヲ設置セムトスルトキハ定款ヲ作り其ノ區域一府縣以內ノモノニ在リテハ地方長官、二以上ノ府縣ニ互ルモノニ在リテハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四十二條 聯合會ニ左ノ役員ヲ置ク

|       |             |
|-------|-------------|
| 會 長   | 一 人         |
| 副 會 長 | 一 人 又 ハ 數 人 |

評議員 數 人

第四十三條 畜產組合ニ關スル規定ハ第二條、第三條、第六條、第八條、第十條第三項、第十三條、第二十三條、第二十四條及第二十五條第一項ノ規定ヲ除クノ外之ヲ聯合會ニ準用ス但シ地方長官トアルハ二以上ノ府縣ニ互ル聯合會ニ在リテハ主務大臣トシ第十一條及第二十五條第二項中組合員トアルハ聯合會ヲ組織スル組合ノ組合員トシ第三十條第五號中五人以下トアルハ一トス

一府縣以內ノ區域ニ依リタル聯合會ニシテ合併又ハ區域ノ擴張ニ依リ二以上ノ府縣ニ互ルヘキ場合ニ於テハ其ノ認可ハ主務大臣之ヲ行フ

第四十四條 組合又ハ聯合會ノ役員ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ三百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第四十五條 組合又ハ聯合會ノ役員又ハ検査員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第四十六條 前條第一項ニ掲クル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第四十七條 本法中府縣、郡、市町村トアルハ府縣制、郡制、市制、町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノニ該當ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

產牛馬組合法ハ之ヲ廢止ス

本法施行前產牛馬組合法ニ依リ設置シタル組合又ハ聯合會ハ本法ニ依リ之ヲ設置シタルモノト看做ス但シ其ノ定款中本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スルモノアルトキハ命令ノ定ムル期間内ニ之ヲ變更ヲ爲シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

〔國務大臣子爵大浦兼武君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(子爵大浦兼武君) 唯今議題ニ上リマシタル畜産組合法案ハ前通  
常議會ニ於キマシテ當貴族院ニ於テハ可決セラレマシテ、衆議院ニ回付ニナ  
リマシタ所ガ不幸ニシテ議會ハ停會ニナリマシテ其儘ニナツテ居ッタノデゴザ  
イマス、其後更ニ慎重攻究ヲ致シマシテ此度提出イタシタノデゴザイマシテ、  
全ク前ノ法案ト少シモ變ラヌノデゴザイマス、願ハクハ御協賛ヲ與ヘラレム  
コトヲ……

○男爵高木兼寛君 當局ノ方ニ御説明ヲ願ヒタウ存ジマス、本案ノ理由書中  
ニ「畜産物ノ利用ヲ増進シ」ト斯ウゴザイマス、之ニ付テ牛馬豚羊ノ利用ニ  
付テ御説明ヲ願ヒタウ存ジマス、第一ニハ牛ノ利用デゴザイマス、利用ニ付  
キマシテハ種々種類ガアルヤウニ思ハレマスガ、本邦ノ牛ガ勞役ノ目的ニ十  
分ナルコトニナツテ居リマセウカ、若クハ外國ヨリ牛ヲ輸入イタシテ利用スル  
コトノ必要ヲ御認メニナツテ居ルノデアリマスカ、第二、牛ハ食用ガ一ツノ利  
用法デアラウト思ヒマス、其方面ニ於キマシテモマダ内地產ノ牛デ十分御  
認メニナツテ居ル譯デゴザイマスカ、又ハ外國輸入ノ牛ヲ使用セラルルノデア  
リマセウカ、牛乳、牛酪、乾酪等ノ製造ニ付キマシテハ外國牛ヲ使用セラレ  
テ居ルカノ如クニ記憶イタシテ居リマス、此方面ニ付キマシテモ今日ノ利用  
ノ程度ハ如何ナルコトニナツテ居リマセウカ、ソレヲ伺ヒタイノデアリマス、  
尙ホ牛ニ付キマシテハ牛皮ノ利用法、牛皮ノ利用ハ年々其度ヲ高メテ居ルニ  
相違ゴザイマセヌガ、本邦ニ於キマシテ牛皮ノ需用ニ應ズルダケノモノガ出  
來ルヤウニ今日ナツテ居リマセウカ、又需用ノ方面ハ如何ナルモノデアリマス  
カ、是等ニ付テ第一ニ御尋ヲ致シタウゴザイマス、餘リ長クナリマシテハ御  
答辯ニ御迷惑ト存ジマス故ニ、先以テ之ニ對シテ御答辯ヲ煩ハシタイノデア  
リマス

〔政府委員道家齊君演壇ニ登ル〕

○政府委員(道家齊君) 唯今、高木男爵ノ御質問ニ對シマシテ御答ヲ致シマ  
ス、牛馬ノ利用ニ付テノ御質問デゴザイマシタガ、唯今、此牛馬ノ勞力ノ點  
ニ付テノ利用ハ専ラ農業ニ付キマシテハ牛馬耕デゴザイマス、其他運搬業ニ  
之ヲ利用シテ居リマスノデゴザイマスガ、此農用、即チ牛馬耕ハ、是ハ政府  
ニ於テモ種々獎勵ヲ致シテ居リマシテ、段々此ノ牛馬耕ノ獎勵ノ結果、效ヲ  
奏シマシテ段々ソレガ廣ク行ハレルヤウニハナツテ居リマスケレドモ、マダ十

分ニソレガ行ハレルト云フ譯ニ參ラヌノデアリマスカラシテ、尙ホ此點ニ付

テ十分ニ獎勵ヲ努メマシテ、勞力ヲ省キ又功程ヲモ進メル考デゴザイマス、  
ソレカラ牛肉即チ食料問題ニ付テノ御尋ノヤウニ考ヘマスガ、是ハ乳牛ノ如  
キハ段々はモ獎勵ヲ致シマシタ結果、頭數ガ殖エテ參リマシテ、現在營業者  
ガ有ツテ居リマス乳牛ダケデモ五萬頭モ居リマス、又農家ガ副業的ニ之ヲ  
飼ツテ居リマスモノガ約七八萬頭居リマスカラ、牛乳用ノモノハ現在ニ於キ  
マシテハ十二三萬頭位居ルヤウナコトニナツテ居リマス、併シ是モマダ十分改  
良ヲ盡シタト云フ譯デゴザイマセヌガ、段々ソレマデニ發達シテ參リマシタ  
カラシテ、今後ハ内地ニ於ケル所ノ乳牛ニ付テ優良ナルモノハ之ヲ種牛ト致  
シマシテ改良ノ用ニ供シ、尙ホ足ラザルモノハ外國ヨリ種畜ノ改良上必要ナ  
ルモノヲ輸入スルコトニ相成ツテ居リマスガ、大體ハ内地ノモノデ間ニ合フヤ  
ウナコトニナツテ居ルノデゴザイマス、又牛皮、即チ牛ノ皮アタリヲ利用スル  
ト云フ點ニ付キマシテハ是ハ遺憾ナガラマダ十分ニソレマデノ頭數ガ繁殖イ  
タシテ居リマセヌカラシテ、此皮ノ利用ニ付キマシテハ、マダ〳〵外國ヨリ  
輸入シナケレバナラヌヤウナ狀態ニナツテ居リマス、尙ホ此牛肉即チ食料ノモ  
ノニ付キマシテハ是マデモ隨分乳牛ノ必要モ認メマシテ十分獎勵モ致シマシ  
タケレドモ、前申上ゲルヤウニ、既ニ十萬頭以上ニモ増殖イタシテ參リマシ  
タガ、尙ホ此上食料ト云ヒ又皮ノ利用ノ點カラ云ヒマシテモ、内地ノ食肉用  
ノモノハ獎勵スル必要ヲ認メテ居ルノデアリマス、故ニ是モ段々發達シテ參  
リマスレバ食料ノ關係ト云ヒ又皮ノ利用ト云フヤウナコトモ漸次内地デ支辨  
スルコトガ出來ルヤウニナラウト考ヘテ居ルノデアリマス、大體唯今御尋ノ  
要點ハ右申上ゲルヤウナ次第デアリマス、尙ホ御尋ニ依リマシテ御答イタシ  
タイト思ヒマス

○男爵高木兼寛君 唯今ノ御答辯デハ勞役ニ使用スル牛種ハ本邦產デ宜シキ  
ヤ、將タ輸入ヲ要スルヤト云フ御問ニ付テハ未ダ不明デアルヤウニ思ヒマス、  
次ノ御答辯ノ際ニ御序ニ願ヒタウゴザイマス、又勞役ニ使用スル牛ノ頭數ハ  
ドノ位使用シテ居ルモノデアリマセウ、尙ホ本邦ノ田畑ノ面積等ヨリ考ヘマ  
シテ此上下ノ位牛ノ數ヲ増セバ勞役ニモ十分ナル程度ニ達スルデアラウト云  
フ御見込ガ付イテ居ルノデアリマスカ、是モ伺ヒタイノデアリマス、次ハ馬  
ノコトデアリマス、馬ノ使用ニ付キマシテハ、第一ハ耕作ニ用ウルコトデア  
ル、運搬其他トモ使用スル場合ガアラウト思ヒマスケレドモ、近年機械ノ發

達ニ伴ヒ馬力ヲ要スル場合ガ至ッテ年々減少シツツアリハシナイカト思フノ  
デアリマス、鐵道ノ敷設後ニ於キマシテ物産ノ發達ハ言フマデモナイコトデ  
アリマスカラ、物産等ノ運輸ノ必要ガ起ルト同時ニ馬數モ亦之ニ準ジテ其數  
ヲ増シテ居ルヤウナコトニナツテ居ルモノデアリマセウカ、又次ニハ此勞役ニ  
使用スルコトニ付キマシテ内地ノ馬ハ海外輸入ノモノニ比シテ劣等ニ位スル  
モノデアリマセウカ、或ハ勞役ニハ内地產デ十分デアッテ外國ノモノハ勞役以  
外ノモノニ使用シテ居ルヤウナ實際ノ有様ニナツテ居ルモノデゴザイマセウ  
カ、其邊ニ付テハ不案内デアリマスカラ御尋イタスノデアリマス、次ニハ馬  
肉ヲ食用ニ供スルカノ如ク承知イタシテ居リマス、此食用ニ供スル馬肉ハド  
ウ云フ種類ノ馬ヲ殺シマシテ食用トシテ販賣シテ居ルヤウナ事實ガアリマセ  
ウカ、之ニ付テ伺ヒタウゴザイマス

〔政府委員道家齊君演壇ニ登ル〕

○政府委員（道家齊君） 唯今男爵ノ御質問ニ對シテ御答ヲ致シマス、此勞役  
ニ付キマシテハ内地ノ牛デ十分ニ足リル見込アルカドウカト云フ御尋ノヤ  
ウデアリマス、勞役ニ付キマシテハ唯今ノ頭數ヲ以テ十分ナリトハ認メテ居  
リマセヌ、併ナガラ前申上ゲルヤウニ既ニ現在ノ頭數ガ百二十萬頭モ居ル  
ヤウナ次第デアリマス、又勞役ニ使役イタシマス所ノ馬モアルヤウナ譯デア  
リマスカラシテ、大體ハ内地產ノモノヲ以テ之ニ使用スルコトデ足リルト思  
ウテ居リマス、ソシテ現在耕地ノ面積ニ對シマシテ牛馬耕ヲ以テ耕作ヲシテ  
居リマス段別ノ割合ヲ申シマス約四割位ハ牛馬耕ヲ以テ耕シテ居ルヤウナ  
次第デアリマス、尙ホ六割ト云フモノハ漸次牛馬耕等ヲ進メテ行カナケレバ  
ナラヌノデアリマスケレドモ、併ナガラ其六割ナルモノハ悉ク牛馬耕ヲ要ス  
ルモノカト申シマスレバ、御承知ノ通り我邦ハ耕地ノ面積ガ細カク割レテ居  
リマスカラ、必シモ其六割ノモノハ牛馬耕ニ依ランケレバナラヌトハ申兼ネ  
ルノデアリマス、ケレドモ今後尙ホ勞力ノ關係カラ申シマシテ牛馬耕ハ進メ  
テ行カナケレバナラヌト考ヘテ居リマス、尙ホ馬ノコトニ付キマシテハ是ハ  
何レ當局ヨリ御説明ヲ申上ゲルコトニ致シタイ、又馬ノ肉即チ馬肉ハドウ云  
フ種類ノ馬ヲ食用ニ供シテ居ルカト云フコトハ是ハ種々ナノガアリマセウト  
思フ、ドウ云フ種類ノモノヲ必シモ食用ニ供シテ居ルト云ツテ種類ヲ限ッタモ  
ノデゴザイマセヌ、謂ハユル其食用ニ供シテ適當ナリト認メテ居ルヤウナモ  
ノガ多少食用ニ供セラレルト云フヤウナ譯デ、ドウ云フ種類ノモノト云フヤ

ウニ限ッテハ居ラヌト認メテ居ルノデアリマス

○男爵高木兼寛君 唯今ノ御答辯デハ機械力ノ發達ノ爲ニ馬ノ類ヲ勞役ニ使  
用イタス程度ガ減ジハ致シマセヌカ、或ハ増スト云フコトニナツテ居リマセウ  
カト云フコトニ付テ御尋シタ譯デアリマス、尙ホ其外ニモ馬ノ利用ト云フコ  
トニ付テハ政府ニ於キマシテ御研究ニナツテ居リマセウト思ヒマスカラ其邊  
モ伺ヒタイ

〔政府委員淺川敏靖君演壇ニ登ル〕

○政府委員（淺川敏靖君） 唯今高木男爵ヨリ御質問ニ付キマシテ馬ニ關スル  
コトニ付テ私ヨリ御答辯イタシマス、質問ノ要旨ノ第一ハ近時機械力ノ發達  
ノ著シイニ付テ運搬力ニ付テ馬ハ影響ヲ受ケハセヌカ、之ガ爲ニ増加スルカ  
若クハ減リハセヌカト云フ御尋ニ承知イタシマシタ、是ハ自動車ノ如キ輕快  
ナル運搬器ガ發明セラレテ以來乗合馬車、或ハ都會ニ於ケル乗用馬車ノ如キ  
ハ頗ル影響ヲ受ケマシテ段々減ル姿ニナツテ居リマス、併ナガラ今日ノ所ハマ  
ダ此程度ハ極ク微細ナモノデアリマシテ、之ガ爲ニ幾バクヲ減ジタト云フ程  
ノ巨大ナル成績ハアリマセヌ、又道路ガ年一年ニ改良セラレマシテ車輛ヲ用  
キルコトハ便利ニナリマシタ、之ニ從ッテ是マデ馬ノ脊中ニ載セテ運搬シタモ  
ノヲ總テ車輛ニ依ッテ運搬スルト云フ傾ガ出テ參リマシタ、此方面カラ行キマ  
スト云フト都會ハ勿論ノコト、田舎ニ至ルマデ漸次多クノ馬車ヲ用キル、運  
搬馬車ヲ利用スルト云フコトガ著シク増加スル傾ガアリマス、又他ノ一方ニ  
於キマシテ牛馬耕ヲ獎勵サル結果耕作ニ用キル馬數モ若干増加スル傾ガア  
リマス、此方面カラ申シマス云フト馬ハ寧ろ増加スル傾ガアリマス、併ナ  
ガラ一方ニ於テ是迄ノ蕃殖用ニ用キ來ッタ所ノ馬ハ原野ナドガ漸次開拓セラ  
レ若クハ殖林セララル結果、段々放牧地ノ區域ガ狹メラレル結果、蕃殖用ノ  
馬ト云フモノハ漸次減少ノ傾ガアリマス、デアリマスガ蕃殖地方ニ於キマシ  
テモ是迄ハ隔年ニ蕃殖ヲスル習慣ガアリマス、近時歐羅巴ノ馬匹ヲ輸入シ、  
歐羅巴ノ蕃殖法ガ段々ト傳ッテ此方、優秀ナル牝馬ハ寧ろ年々蕃殖ヲ試ミルト  
云フヤウナコトカラシテ蕃殖法ノ改良ニ依ッテ尙ホ蕃殖數ハ減少スルニハ至  
リマセヌ、又北海道ノ如キハ其地方ノ開拓セラレルニ從ヒ、又開拓地方ノ區  
域トシテ是非トモ牛馬ガ耕作上ニ必要デアルコトカラシテ、是ハ又著シク増  
加スル傾ヲ有ッテ居リマス、マア現在ノ所デアリマシテ日露戰役後著シク馬ノ  
數ガ減少イタシマシタガ、段々今日ニ至ルマデ恢復シテ、今日ノ所デハ日露

戰役前ヨリモ稍増加ノ現況デアリマス、次ニ使役スル馬ノ種類ハ日本固有ノ種類デアルカ、歐羅巴カラ輸入シタ馬ノ種類ニ依ッテ改良サレルカト云フコトノ御尋ト承知イタシマシタ、今日馬ノ改良ノ法ノ主トシテ我國ノ馬ノ缺點ハ體格ノ小サイコト、力ノ少イコト、悍威ノ缺乏ト云フコトガ我國固有ノ馬ノ缺點デアリマス、ドノ方面ニ使用スルニ於キマシテモ、此點ハ何レモ缺點ヲ訴ヘル次第デアリマス、故ニ先ヅ此體格ノ著シク小サイト云フ所ヲ漸次幾分ナリトモ大キクスルト云フコトト、從ッテ力ヲ増スト云フコト、此點ハ今日駄馬ノ減ジテ輓馬ノ逐次増加スルニ從ッテ極メテ切實ニ此必要ヲ感ジテ居ル次第デアリマス、此點ハ我國固有ノ馬力ニ依ッテ改良スルコトハ多數ノ年月ヲ以テ致シマシタナラバ無論出來ルコトデアリマセウガ、焦眉ノ急ヲ救フガ爲ニ即チ極メテ迅速ニ此缺點ヲ補フト云フナラバ是非トモ之ヲ輸入馬匹ニ仰ガナケレバナラス、今日マデ海外カラ來タ馬ノ種類ハ乘馬向キノモノモアリマスガ、輓馬向キノモノガ主トシテ馬ノ體格ヲ大キクスルト云フ方ノモノガ多イノデアリマス、此力ニ依ッテ先ヅ以テ輓馬ノ數ヲ殖ヤシ、從ッテソレ等ノモノノ血ガ普及シテ駄馬ノモノニモ段々及ンデ幾分ナリトモ其輪廓ヲ大キクシテ其馬ノ能力タル輓曳力ヲ増加シ、若クハ負擔力ノ増加ヲ求メル次第デアリマス、此二點ダケト考ヘマス

○男爵高木兼寛君 羊豚ニ付キマシテ御尋シマス、羊ノ飼育ハ本邦ニ於キマシテハ誠ニ困難ナル事業ノヤウニ豫テ承知ヲ致シテ居リマスルガ、目下ノ所我國ニ於キマシテ飼養中ノ羊豚數ハ幾バク位ニ達シテ居ルモノデアリマセウカ、之ヲ伺ヒタイ、次ニハ之ガ爲ニ生ズル羊毛ハドノ位ノモノガ年々得ラレコトニナッテ居リマセウカ、第三ニハ羊肉ハ一般人民ノ食用ニ供セラレツツアルモノデアリマセウト思ヒマス、付テハドノ位ノ數ヲ年々屠殺イタシテ吾人ノ食用ニ供スルコトニナッテ居リマセウカ、之ヲ伺ヒタイノデアリマス、尙ホ次ニ豚ニ付キ御尋ネイタシタイ、豚ノ飼育ハ國民ノ食用上ニ重大ナ關係ヲ有ッテ居ルコトハ申ス迄モナイコトデアリマスガ、茲數年ノ間ニ於ケル豚ノ飼養ノ經過ハ如何ナルモノデアリマセウカ、之ヲ伺ヒタイノデアリマス、且ツ豚ノ毛デゴザイマス、豚ノ毛ノヤウナモノハ總テ日用品製作等ヘ用キラルヤウニ承知ヲ致シテ居リマス、ソレ等ノコトモ御調ニナッテ居ルコトト存ジマスカラ分ルダケノコトヲ……御分リニナッテ居ルダケノコトヲ御答辯ヲ願ヒタイト存ジマス

「政府委員道家齊君演壇ニ登ル」

○政府委員(道家齊君) 唯今高木男爵ノ御尋ノ羊豚ノコトデゴザイマス、御答イタシマス、羊ハ御承知ノ通り我國ニ於キマシテハ明治ノ初年ニ内地ニ輸入サレマシテ飼養ヲ試ミラレタノデアリマスルケレドモ、洵ニ不幸ニシテ好結果ヲ得ナカッタノデゴザイマス、併ナガラ其當時ニ飼養セラレタモノガ今日マデ存在イタシテ居リマスルモノガ約全國デ三千少シ餘頭バカリニナッテ居リマスノデ、是等ハ現在ノ我國ノ風土氣候ニ慣レマシテ發育モ先ヅ良イ方ニナッテ居リマス、又飼養管理等ノコトガ輸入ノ當初ニ於キマシテハ是マデ餘リ經驗モナカッタコトデアリマスルカラシテ十分ニ參リマセズ、又種類ノ更新即チ血液ノ更新ヲ圖ッテ近親蕃殖ト云フコトナドヲ避ケネバナラスト云フコトノ注意ガ怠ッタ結果ト致シマシテ十分ニ蕃殖ヲ得ナカッタノデアリマスルケレドモ、ソレ等ノコトガ段々經驗ヲ積ミ、且ツ今日デハ農商務省ニ於キマシテハ北海道ノ月寒デ此飼育ヲ致シテ居ルノデアリマス、此飼育ノ結果ニ依リマスルト云フト、種類ヲ擇ビ且ツ飼養管理ノ方法其宜シキヲ得マスレバ内地ニ於テモ必シモ蕃殖ガ出來ナイコトハナイト云フ試驗ノ結果ヲ得タノデアリマス、又其外ニ松方農場デアリマスとか、或ハ小岩井ノ牧場デアリマスとか、ソレカラ鹿兒島馬毛島其他長崎方面ニ於キマシテモ多少飼育イタシテ居リマシタモノガ、前申上ゲルヤウナ頭數ニ上ッテ居ルノデアリマス、是迄ノ結果ニ依リマスレバ必シモ内地ニ於テ飼育ガ出來ナイコトハナイノデアリマス、併ナガラ唯經濟上之ヲ飼育シテ宜イカドウカト云フコトハマダ多少試驗ヲ要スル點ガアルノデアリマス、デ其事柄ニ付キマシテハ目下農商務省ニ於キマシテハ北海道アタリノ農村二十少シ戸モ申合セサセマシテ是ハ六十頭バカリノ羊ヲ貸與イタシマシテ飼育ヲ致シマシテ、サウシテ經濟上ノ試驗ヲ致シテ居リマス、恐ラクハ此飼養管理ノ方法宜シキヲ得マスレバ經濟上ニ於テモ相當ノ利益アルコトト信ジテ居リマスノデアリマス、尙ホ羊肉ノ利用ハ唯今申上ゲマシタヤウニ僅ニ三千少シ餘頭デアリマスカラシテ此肉ノ利用ニ付テハマダ十分ニ行ハレテ居ナイノデアリマス、殊ニ御承知ノ通り羊肉ニハ一種ノ臭ヒガアリマスカラ、人ニ依ッテハ之ヲ好ム者モアリマスルケレドモ中ニハ之ヲ嫌フ人ガアリマス、是等ノ點ニ付テハ尙ホ講究ヲ要スルノデアリマス、而シテ唯今ノ處デ羊肉ハ東京ニ於テ販賣イタシテ居リマスノガ一箇所ゴザイマス、併シハ極僅ナ數ニナッテ居リマス、又毛ハ御承知ノ通り千住製絨所ガゴザイ

マシテ其方へ總テ飼育シタ者カラ致シマシテ販賣スルコトニナツテ居リマス、  
デ毛ノ販賣ニ付テハ千住製絨所ガゴザイマスカラ洵ニ便利ニナツテ居ルヤウ  
ナ次第デゴザイマス、ソレ故ニ漸次ハ指導イタシテ參リマスレバ我國ニ於  
テモ農家ノ副業トシテ十分ニ成立スルト云フ見込有ツテ居ルノデアリマス、  
又豚ノ御尋デゴザイマス、近年豚ノ利用ガ盛ニナツテ參リマシタ、殊ニ茲二三  
年豚ノ肉ノ使用ガ餘ホド増加イタシマシテ、本年デハ大概三十萬頭以上ニナツ  
テ居ルヤウナ有様デアリマス、畜産ノ方面ニ於キマシテ著シク近年増加イタ  
シマシタノハ豚デゴザイマス、殊ニ豚ノ肉ノ需要ガ殖エテ參リマシタ、從ツテ  
毛ノ利用ト云フコトモ或ハ「ブラシ」ニ用キルトカ、其他毛ノ利用モ工業ト  
共ニ發達スルヤウナ次第ニナツテ居リマスカラ、此豚ノ如キハ今日ノ狀況カラ  
見マスルト益、頭數モ増シ飼育モ段々ニ盛ニナツテ來ルコトト考ヘテ居ルノデ  
アリマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第三、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委  
員ノ選舉……別ニ御發議ガナケレバ本議場ニ於テ貴族院規則ノ命ズル所ニ  
依ツテ選舉ヲ行ハナケレバナリマセヌ

○男爵中川興長君 此特別委員ノ數ヲ九名ト致シテ議長ニ於テ御選定ヲ願ヒ  
タイト考ヘマス、尙ホ前例モアルコトデゴザイマスカラ特ニ人數ニ付テ動議  
ガ出マセヌ限リハ本會期中ヲ通ジテ選定ヲ議長ニ御委託イタシタイト存ジマ  
ス

○男爵高木兼寛君 賛成

○男爵武井守正君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 中川男爵ノ動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半数ト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ御報告イタ  
シマス

〔河井書記官朗讀〕

畜産組合法案特別委員

伯爵松平 賴壽君

和田 彦次郎君

男爵島津 久賢君

子爵永井 尙敏君

男爵藤井 包總君

橋本 圭三郎君

子爵西大路 吉光君

男爵眞田 幸世君

佐々田 懋君

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第四、巡查看守退隱料及遺族扶助料法中  
改正法律案、政府提出、第一讀會

〔成瀬書記官朗讀〕

巡查看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正三年十二月七日

|         |         |
|---------|---------|
| 内閣總理大臣兼 | 伯爵大隈 重信 |
| 外務大臣    | 男爵加藤 高明 |
| 陸軍大臣    | 岡市之助    |
| 海軍大臣    | 八代 六郎   |
| 司法大臣    | 尾崎 行雄   |

巡查看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

巡查看守退隱料及遺族扶助料法中左ノ通改正ス

第三條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ後ノ勤續年數ニ付第一條ニ依リ算定シタル退隱料年額本條ニ依リ算

定シタル年額ヨリ多キトキハ其ノ額ニ依ル

第二十六條中「衆議院守衛」ノ下ニ「警視廳消防手」ヲ加フ

附則

本法ハ大正四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員下岡忠治君演壇ニ登ル〕

○政府委員(下岡忠治君) 巡查看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案ノ提  
出ノ理由ヲ申上ゲマス、巡査及看守ハ其職務ノ性質上一般文官ナドト趣ヲ異  
ニシテ居リマスカラ、之ニ對スル給與……退職給與即チ恩給ニ當ルモノハ、  
一般文官トハ稍、有利ナル規定ガ出來テ居リマスノデアリマス、然ルニ現行法  
第三條第一項ノ規定ハ、如何ニモ不權衡ノ……甚ダ巡査看守ニ不利益ナル規  
定ガ出來テ居リマスカラ、其點ニ付テ改正ヲ加ヘマスノガ一ツト、モウ一ツハ  
警視廳ノ消防手デゴザイマス、警視廳消防手ト云フノハ今度判任待遇ニシテ、  
巡査若クハ看守ト同ジ様ナ位置ニ置イタモノデアリマスガ、之ニ對シテモ巡  
查看守ト同様ノ退職給與ヲ與ヘルト云フ趣意ニ於テソレヲ新ニ附加ヘル、斯

ウ云フ二點ニ付テノ改正デアリマス、前段ノ改正ニ付テハ前ノ議會ニ於テ貴族院ヲ通過イタシ、衆議院モ特別委員會マデ通過シテ本會ノ議了ニ至ラズシテ終ッタノデアリマス、極ク簡單ナル趣意デアリマスカラ、ドウゾ然ルベク御協賛ヲ願ヒマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第五ハ、唯今ノ中川男爵ノ動議ガ可決セラレマシタ結果削除イタシマス、特別委員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス

〔河井書記官朗讀〕

巡查看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案特別委員

侯爵花山院 親家君 子爵今城 定政君 子爵秋月 種英君

小野田 元熙君 渡 正 元君 男爵南岩倉 具威君

安立 綱之君 松原 芳太郎君 由雄 元太郎君

○議長(公爵徳川家達君) 指名イタシマシタ特別委員ハ成ルベク速ニ正副委員長ノ互選ヲ行ハレマシテ議長ニ御申出ヲ請ヒマス

○議長(公爵徳川家達君) 次ノ議事日程ハ決定次第御通知ニ及ビマス、本日は是デ散會ヲ致シマス

午前十時四十三分散會

